

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第38号

## 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により記録又は登録を受けて」を「。以下「法」という。）により記録されて」に改める。

第5条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に、「区長の」を「区長が」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第6条中「又は」を「、又は」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくはこれらに準ずるもの又は氏及び名の各一部若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第7条第2号中「資格等他の事項をあわせて表わして」を「資格その他氏名、通称又はこれらに準ずるもの以外の事項を合わせて表して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第8条第3号中「氏名」の次に「（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を加え、同条に次の1号を加える。

外国人住民のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

第10条中「又はき損」を「し、又は毀損」に改める。

第12条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

第15条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第5号中「氏又は名」を「氏名、氏、名、通称又は氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記に限る。）」に改め、同条第6号中「まっ消」を「抹消」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本国籍を取得した場合を除く。）。

第20条第1項中「をして」を「に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第1項の規定により登録されている印鑑（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録を受けている者で、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項及び第5条の規定の適用を受けるものに係る印鑑に限る。）は、この条例による改正後の第3条第1項の規定により登録された印鑑とみなす。